

申告・記帳・決算  
新規開業・法人設立  
労働保険・一人親方  
税金相談・法律相談  
《相談は大宮民商へ》

# 大宮民商 News

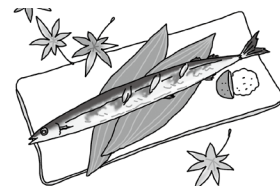
大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262  
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 営業時間:9～17時  
休み:土日祝 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>  
ホームページ



2023年  
(令和5年)  
10月9日  
第1222号

## STOP! インボイス オンライン署名 54万筆超 首相に届く

インボイス制度の中止・延期を求めて、「インボイス制度を考えるフリーランスの会」が開始し集まったオンライン署名543,114筆が、9月29日に岸田文雄首相の秘書官に手渡されました。署名数は東京五輪の開催中止を求める署名465,481筆を抜き、オンライン署名サイト「change.org」での国内最多となり、現在も100万筆を目指し増え続けています。



## 事業者だけじゃない 全ての人に影響するインボイス制度

インボイス制度は、インボイス（適格請求書）というものを仕入先や外注先から発行してもらって保管しておかないと、仕入税額控除（消費税の納税額を減らす経理作業）が出来なくなる、という制度です。この経理作業自体もとても複雑で手間がかかります。

インボイスを発行できるのは、インボイスに登録した事業者だけです。そして一番の問題は、インボイスに登録してしまうと「年間売上1,000万円以下の小規模事業者にある『消費税納税義務の免除』が受けられなくなる」ということです。消費税課税事業者（消費税の納税義務がある事業者）は、仕入税額控除を受けるために、なるべくインボイスを発行してくれる仕入先や外注先を使いたくなります。インボイスに登録しないことを選んだ免税事業者は、商取引から排除される、もしくは値引きを迫られる可能性が高くなるのです。

消費税免税事業者から免税を取り上げ、課税事業者には膨大な経理事務負担を掛けさせるこの制度、一般の人にも影響は及びます。インボイス導入後の増税分について、課税事業者がとる対応策は3つあり、ひとつ目は「自らが増税分を負担する」二つ目は「免税事業者に負担させる」三つ目は「値上げして消費者に負担させる」です。2023年10月1日から、全国民の間で負担分の押し付け合いが始まっています。



10月10日・11日は、埼商連 事務局員交流会のため高島・駒谷が事務所不在となります。  
10月18～20日は全国交流会のため平山が事務所不在となります。

**祝 55万筆 突破**  
**制度中止を目指し、署名運動継続中!**

目標 100万筆

QRコード

《予定表》

- 10/10(火) 弁護士による無料法律相談 13:00～(要予約)
- 10/10(火)～11(水) 埼商連 事務局員交流会
- 10/12(木) 税金対策部会 19:00～
- 10/18(水)～20(金) 全国 事務局員交流会
- 10/26(木) 常任理事会 19:00～

## 税務調査が増えています

「税務調査の連絡が来た」という報告が増えています。税務署員は税務調査の日程を指定してきますが、あわてずに「その日は都合がつかないので、日程はあらためてこちらから連絡します」と言いましょう。その際、税務署員の所属と名前を必ず聞いてメモしておきましょう。

そして速やかに民商や顧問税理士に連絡してください。



「日程はこちらから連絡します」と言いましょう。



突然来た時は「今日は無理!」ときっぱり断りましょう。

☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

〈世相〉 ジャニーズ2回目の会見で、挙手し続けるも全く指名されない記者がクレームした際に、それをなだめた井ノ原氏に拍手する他のマスコミ。出来レース?

# 2023年度(令和5年度) 納税カレンダー

(※埼玉県さいたま市を基準に作成)

		市 税			県 税		国 税		
月	納期限	※1 【市・県民税】 個人住民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	※2 国民健康 保険税	自動車税	※3 事業税	※4 所得税 (予定納税)	※5 消費税 (中間納付)
4月									
5月	5/31		1期	定期		定期			
6月	6/30	1期							
7月	7/31		2期		1期			(1期)	
8月	8/31	2期			2期		1期		(1期)
9月	10/2				3期				
10月	10/31	3期			4期				
11月	11/30				5期		2期	(2期)	
12月	1/4		3期		6期				
1月	1/31	4期			7期				
2月	2/29		4期		8期				
3月	3/15 4/1							3/15	4/1

※1. 事業所で特別徴収している場合は、事業所あてに通知書が届く。事業所は毎月の給与から天引きして納税者の代わり納める。

※2. 事業所で社会保険に加入している場合は、事業所が従業員負担分の健康保険税（ほとんどの場合、厚生年金も）を給与から天引きし、納税者の代わりに納める。

※3. 前年の事業所得金額（青色控除額を引く前の額）が290万円を超えた部分に発生。税率は基本5%（業種による）。通常、税額が1万円以下の場合は8月の1期のみ。

※4. 予定納税は、前年の予定納税基準額が15万円以上（事業所得のみの人は前年の所得税+復興特別所得税が15万円以上）の場合に発生。税額の3分の1ずつを7月と11月に納める。

※5. 中間納付は、前年の消費税年税額が48万円（地方消費税額は含まない）を超えた場合に発生。400万円以下までは年1回。400万円超は年3回。4800万円超は年11回。

## 法人の申告

法人の税金は、各法人の事業年度終了日から2か月以内に申告・納付します。申告額により法人税の予定納税・消費税の中間納付があります。

## 雇用保険料率 (2023年4月分から～)

	① 労働者負担	② 事業主負担	①+② 合計保険料率
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000

★雇用保険(労働保険)料を計算する際の給与の期間は、締め日で判定します。

例：3月末日締め、4月20日支給の給与→3月分

4月20日締め、4月末日支給の給与→4月分

4月25日締め、5月10日支給の給与→4月分

## 埼玉県の最低賃金

時間額 **1,028円**

(2023年10月1日～)

## 令和5年度

国民年金保険料

**16,520円/月**

## 社保(健康保険・厚生年金)に加入している事業所は、

最新の保険料額表を確認してください。現在(2023年10月)最新のものは、

『令和5年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表』です。

年金事務所からの通知は必ず確認！ Webで「都道府県毎の保険料額表\_協会けんぽ」と検索すると、ご自身の事業所が所属する都道府県の最新の保険料額表を確認できます。



給与額や役員報酬額に変動(3か月間に支給された平均月額が保険料額表で2等級以上変わる場合)には、「標準報酬月額」の『随時改定』作業が必要になります。不明な点は年金事務所もしくは民商までお問い合わせください。

★社保や源泉税の処理をする際は、給与の支給日で算定基礎届や半期納付の処理を行ないます。

例：3月末日締め、4月20日支給の給与→4月支給分

4月20日締め、4月末日支給の給与→4月支給分

4月25日締め、5月10日支給の給与→5月支給分